

中小企業支払保障条例

機関、事業単位と大型企業が、中小企業に代金を即時に支払うことを促進し、中小企業の合法的な権益を保護しビジネス環境の最適化のため、中華人民共和国中小企業促進法等の法律により本条例を制定した。

本条例でいう中小企業とは、中華人民共和国内に法により設立され、国務院が批准した中小企業区分標準により中小企業、小型企業と微型企業を確定する。大型企業とは、中小企業以外の企業をいう。

中小企業、大型企業は契約締結時の企業規模により確定する。

中小企業は、機関、事業単位、大型企業と契約締結時に自主的に中小企業に該当する旨を告知しなければならない。

機関、事業単位が中小企業から貨物、工事、サービスの購入するときは、当該貨物、工事、サービスの交付の日から30日以内に支払わなければならない。契約に別途定めがあるときは、支払期限は最長で60日を超えてはならない。

大型企業が中小企業から貨物、工事、サービスの購入をするときは、その業種の規範、取引習慣の合理的な支払期限かつ即時支払条項に照らして行わなければならない。

進捗度により精算、定期精算などを契約により採用した場合は、支払期限は当事者双方が精算金額を確認した日から起算する。

機関、事業単位と大型企業が手形支払い等の非現金型の支払方式を中小企業に強制したり支払を延長したりしてはならない。

機関、事業単位と大型企業は中小企業と貨物、工事、サービスの交付後に検査或いは検収合格をもって支払条件を約定したときは、支払期限は当該検査或いは検収合格の日から起算する。

契約者双方は合理的な検査或いは検収期限を契約書において明確に定めなければならない。かつ当該期限内に検査或いは検収を完成させなければならない。

機関、事業単位と大型企業が検査或いは検収を遅らせたときは、支払期限は約定した検査或いは検収期限の満期の日から起算する。

機関、事業単位と大型企業は中小企業に支払いが遅れたときは遅延利息を支払わなければならない。

遅延利息の利率について双方の約定があるときは、約定利率は契約締結時の期間1年の貸付市場相場利率を下回ってはいけない。約定がないときは、0.05%/日の利率で遅延利息を支払う。

大型企業は、遅延しかつ未払いの中小企業への代金の契約の数量、金額等の情報を企業年度報告に取り入れ、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

本条例は2020年9月1日より施行する。

中小企業区分標準抜粋(2017) 国家統計局より

<http://www.hnylbx.com/hnsi/news/tongzhi/webinfo/1584980237555783.htm>

業界	基準	計量 単位	中型企業	小型企業	微型企業
製造業	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	営業収入(Y)	万元	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$
建設業	営業収入(Y)	万元	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$
	資産総額(Z)	万元	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$
卸売業	従業員数(X)	人	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$
	営業収入(Y)	万元	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$
小売業	従業員数(X)	人	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$
飲食業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	営業収入(Y)	万元	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
リース及びビジネスサービス業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	資産総額(Z)	万元	$8000 \leq Z < 120000$	$100 \leq Z < 8000$	$Z < 100$

微型企業はどちらか1つの基準を満たせば該当しますが、中型企業、小型企業は2つの基準を満たす必要があります。